

平成 23 年 10 月 21 日
福祉部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者等の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項および第 115 条の 12 第 1 項の規定により、下記のとおり指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を行う。

記

1 区内指定地域密着型サービス事業者

平成 22 年度練馬区地域密着型サービス事業者公募において選定した事業者について指定を行う。

【小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	登録定員	指定予定年月日
愛の家小規模多機能型居宅介護練馬西大泉	練馬区西大泉 2-17-20	メディカル・ケア・サービス株式会社	25 名	平成 23 年 11 月 1 日
優づくり小規模多機能介護石神井台沼辺	練馬区石神井台 2-7-5	社会福祉法人奉優会	25 名	平成 23 年 12 月 1 日

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指定予定年月日
愛の家グループホーム練馬西大泉	練馬区西大泉 2-17-20	メディカル・ケア・サービス株式会社	27 名 (3 ユニット)	平成 23 年 11 月 1 日
優づくりグループホーム石神井台沼辺	練馬区石神井台 2-7-5	社会福祉法人奉優会	18 名 (2 ユニット)	平成 23 年 12 月 1 日

2 区外指定地域密着型サービス事業者

事業所が所在する保険者との協議の結果、練馬区が利用を認めた被保険者に限る条件付きの指定を行う。

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指定年月日
日生オアシス和光	埼玉県和光市新倉 2-5-49	株式会社 日本生科学研究所	29 名	平成 23 年 9 月 1 日